

# 店舗販売業の手引き

※「店舗販売業の手引き」は東京都北区で店舗販売業開設（予定）の方を対象とした手引きです。他の自治体で開設（予定）の方は管轄の自治体までお問い合わせください。



北区保健所

# 目 次

用語の説明	P.1
1 店舗販売業開設許可の概要	
(1) 新規許可申請が必要な場合 (2) 申請手続きの流れ	P.2
2 許可の要件	
(1) 施設の構造設備基準について	P.3
(2) 体制省令の基準について	P.4
3 申請・各種届出	
(1) 許可申請	P.7
(2) 許可更新申請 (3) 変更届	P.9
(4) 休止・廃止・再開届 (5) その他	P.11
4 管理事項	
(1) 店舗販売業の管理 (2) 店舗管理者の義務 (3) 店舗販売業者の遵守事項	P.12
(4) 店舗販売品目 (5) 店舗販売業における従事者の区別	P.12
(6) 店舗販売業における掲示	P.13
(7) 店舗に義務づけられた記録一覧	P.14
(8) 各種管理項目	P.15
5 医薬品の販売方法	
(1) 特定販売	P.16
(2) 医薬品販売時の注意事項 (3) 医薬品の情報提供等	P.17
(4) 医薬品販売にあたっての相談時の対応	P.18
(5) 濫用等のおそれのある医薬品の販売等	P.19
(6) 使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止	P.19
(7) 競売による医薬品の販売等の禁止 (8) 店舗における医薬品の広告	P.19
6 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 (見本)	P.20
7 店舗の管理及び運営に関する事項 (見本)	P.21

## ◆用語の説明

法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下、医薬品医療機器等法という。)
施行令	医薬品医療機器等法施行令
規則	医薬品医療機器等法施行規則
体制省令	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
構規	薬局等構造設備規則
審査基準	行政手続法(平成5年法律第88号)第5条及び東京都北区行政手続条例(平成8年東京都北区条例第35号)第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準
指導基準	行政手続法第4章及び東京都北区行政手続条例第4章の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準
施行通知①	薬事法の一部を改正する法律の施行等について (平成21年5月8日付薬食0508003号)
施行通知②	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行等について (平成26年3月10日薬食発第0310001号)

# 1 店舗販売業開設許可の概要

店舗販売業とは要指導医薬品（法第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品（法第4条第5項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）を店舗において販売し、又は授与する業務のことをいいます。

（法第25条第1項）

北区で店舗販売業を開設する場合は、北区保健所長の許可が必要です。許可の有効期限は6年です。（法第24条第2項）

## （1）新規許可申請が必要な場合

### ①新しく開設する場合

### ②開設者に関して

- ・開設者が変更する場合
- ・個人から法人、法人から個人に変更する場合
- ・法人の対等合併により新法人を設立する場合
- ・法人の吸収合併により消滅する法人の場合
- ・会社分割により、分割をする会社の営業を新しく設立する会社に承継させる場合

### ③許可業種が変わる場合

薬局から店舗販売業への変更、その他業態変更をする場合

### ④店舗に関して

- ・店舗を全面改築する場合
- ・仮店舗を設置する場合
- ・他の場所に移転する場合（同一建物内の移転も含む。）

ただし、同一ビル館内の同一階で平行に移転する場合、衛生環境に特段の影響を受けないと認められる場合に限り、構造設備の変更届で処理することができる。

（平成14年3月29日付医薬発第0329008号）

### ⑤その他

許可有効期間内に更新申請を行わなかった場合

## （2）申請手続きの流れ

《事前相談》 前もって構造設備や添付書類、許可の日程等をご相談ください。

↓

《許可申請》 必要書類を添えて申請してください。

↓

《施設検査》 保健所の薬事監視員が構造設備等について検査にうかがいます。

↓

《許可》 許可後、医薬品を貯蔵・陳列できます。

## 2 許可の要件

【リストの見方】

○：医薬品医療機器等法などの法令で定められている事項

△：法令を遵守するために北区で規定している審査基準

□：統一的な指導を行うための基準

### (1) 施設の構造設備基準について

店舗販売業の構造基準	
(1) 面積は、おおむね 13.2 m <sup>2</sup> 以上あること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむねとは、面積の 10%以内の減をいう。</li> <li>・床面から天井までの高さが 2.1m以上あること。</li> <li>・内法により測定すること。</li> <li>・店舗販売業の店舗の面積には、試験検査設備、更衣室、便所、事務室の面積は算入しないこと。</li> </ul> </div>	○  △
(2) 購入者等 <sup>(※1)</sup> が容易に出入りできる構造であり、店舗であることが外観から明らかであること。	○
(3) 換気が十分であり、清潔であること。	○
(4) 当該店舗販売業以外の店舗販売業の店舗又は薬局の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	○
(5) 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所にあっては 60 ルクス以上の明るさを有すること。	○
(6) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、不要。</li> </ul> </div>	○
(7) 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毒薬を取り扱わない場合は、不要。</li> </ul> </div>	○
(8) 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。	○
(9) 要指導医薬品・第 1 類医薬品を販売等する場合には、要指導医薬品・第 1 類医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。	○
(10) 要指導医薬品・第 1 類医薬品陳列区画に購入者等が進入できないような措置が講じられていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要指導医薬品・第 1 類医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他購入者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではない。</li> </ul> </div>	○
(11) 開店時間のうち、要指導医薬品・第 1 類医薬品を販売等しない時間がある場合は、要指導医薬品・第 1 類医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。	○
(12) 指定第 2 類医薬品を陳列する場合には、情報提供設備から 7m以内の範囲の場所又は鍵をかけた陳列設備あるいは 1.2mの範囲に購入者等が進入することができないような必要な措置がとられている陳列設備に陳列すること。	○
(13) 要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。	○

(14) 第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品を混在させないように陳列すること。	○
(15) 情報提供・指導を行うための設備を有すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>情報提供設備は次に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要指導医薬品・第1類医薬品陳列区画の内部又は近接する場所。</li> <li>・指定第2類医薬品陳列設備から7m以内の範囲、内部、近接する場所。 (鍵をかけた陳列設備に陳列する場合及び指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から12m以内の範囲に購入者等が進入することができないような措置が取られている場合を除く。)</li> <li>・2以上の階に医薬品を陳列、交付する場合には、各階の医薬品を陳列、交付する場所の内部。</li> </ul> </div>	○
(16) 開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等しない時間がある場合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖は物理的に遮断され、進入することが困難なものであること。 (例) シャッター、パーティション、チェーン</li> <li>・可動性の構造設備の場合には、従事者以外の者が動かすことができないような措置を講ずること。</li> <li>・閉鎖する際は、当該区画で医薬品の販売又は授与を行えないことが明確に判別できるようにすることとし、閉鎖した区画の入り口に「専ら不在時の販売等とは去り違反するためできない旨」を表示すること。</li> </ul> </div>	○  □
(17) 営業時間のうち、特定販売 <sup>(※2)</sup> のみを行う時間がある場合には、区長又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。	○

※1 購入者等・医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者。以下同じ。

※2 特定販売・その店舗におけるその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の販売又は授与。以下同じ。

## (2) 体制省令の基準について

業務を行う体制について	
(1) 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売等する場合は、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。	○
(2) 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売等する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。	○
(3) 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品の購入者等から相談があった場合に、情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。	○
(4) 要指導医薬品に関する情報の提供及び指導並びに一般用医薬品に関する情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。	○

店舗販売業者が講じなければならない措置は下記の通り	
(ア) 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備	○
(イ) 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定	○
(ウ) 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	○
(エ) 要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施	○
(ウ)の業務手順書に盛り込むべき事項	
① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。	□
② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取り扱い。	□
③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。	□
④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、品名、数量、購入等の年月日、購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。	□
⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う店舗の名称及び所在地を記載すること。	□
⑥ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。	□
⑦ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。	□
⑧ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。	□

## ※体制省令の適合確認について

下表により、適合状況を確認してください。

【通常の開店時間等】 ※開店時間には、特定販売のみを行う時間は含みません。

週 あ た り	店舗の開店時間	①	時間
	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する開店時間	②	時間
	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売等する開店時間	③	時間
	要指導医薬品を販売する開店時間	④	時間
	第1類医薬品を販売する開店時間	⑤	時間
情報提供するための設備		⑥	カ所

## 【資格者の勤務状況】

※勤務時間数は、週当たりの各資格者の勤務時間の総和とし、開店時間外に特定販売に従事する勤務時間数は除きます。

資格者の種類	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する勤務時間数	要指導医薬品又は第1類医薬品の販売に従事する勤務時間数
薬剤師	時間/週	時間/週
登録販売者	時間/週	
総和	⑦ 時間/週	⑧ 時間/週

## 【体制省令への適合状況】

体制省令	必要な要件
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に 必要な資格者の勤務時間数 (体制省令第2条第1項第4号)	$(\text{⑦}) / (\text{⑥}) \geq (\text{②})$
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に 求められる時間 (体制省令第2条第1項第5号)	$(\text{②}) \geq (\text{①}) / 2$
要指導医薬品又は第1類医薬品の販売等に 必要な薬剤師の勤務時間数 (体制省令第2条第1項第6号)	$(\text{⑧}) / (\text{⑥}) \geq (\text{③})$
要指導医薬品の販売に求められる時間 (体制省令第2条第1項第7号)	$(\text{④}) \geq (\text{②}) / 2$
第1類医薬品の販売に求められる時間 (体制省令第2条第1項第8号)	$(\text{⑤}) \geq (\text{②}) / 2$

### 3 申請・各種届出

#### (1) 許可申請 (手数料：34,100円)

提出書類		記載上の注意	
店舗販売業許可申請(新規)類	許可申請書	1 店舗の構造設備の概要欄は「別紙のとおり」とし、平面図に概要を記載してください。 2 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載してください。 3 特定販売を行う場合、次ページに記載された書類等の提出も必要となります。 4 申請者の欠格条項に該当する事実がなければ、「なし」（申請者が法人で業務を行う役員が複数いる場合は「全員なし」）と記載してください。 5 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、「備考欄」にその旨を記載してください。 6 申請者が法人の場合は、登録された代表者印を押印してください。	
	参考様式使用可	店舗の管理者	1 薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初（旧免許）に登録した年月日を記載してください。（裏書きのある場合は、裏書きの年月日となります。）
		その他の薬剤師又は登録販売者	2 週当たり勤務時間数に変動がある場合は、週平均より算出してください。
		兼営事業の種類	兼営事業（管理医療機器販売業・貸与業等）を記載してください。
		医薬品の販売業を併せ行う場合、販売又は授与する医薬品の区分	取り扱う医薬品（要指導医薬品・一般用医薬品）の区分等について記載してください。
	1 平面図	要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品の陳列場所、情報を提供するための設備を明示してください。	
	2 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	医薬品の販売又は授与を行う体制の概要について記載してください。	
	☆3 登記事項証明書（申請者が法人の場合）	6か月以内に発行されたものが有効です。	
	☆4 診断書（申請者が法人の場合、監査役・監事を除く法人の業務を行う全役員）	1 診断項目には「精神機能の障害の有無」と「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚醒剤の中毒の有無」が必要です。なお、診断年月日から3か月以内のものが有効です。 2 開設者が法人の場合に限り、疎明書をもって診断書に代えることが可能です。その場合、「精神機能の障害により、欠格事由に該当するものではない」「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚醒剤の中毒者ではない」旨を記載してください。 3 法人の場合の留意点 薬事の業務を行う役員を選任し、その範囲を画定した場合は、 <b>役員の業務分担の組織図等を提出したうえで代表権を有する役員及び薬事の業務を行う役員の診断書又は疎明書を提出してください。</b>	
	5 証書	薬剤師・登録販売者が申請者に雇用されている場合に必要です。	
☆6 資格証明書	薬剤師：薬剤師免許証の本証を持参してください。 登録販売者：販売従事登録証の本証を持参してください。		



特定販売を行う場合に 必要な提出書類		記 載 上 の 注 意	
店 舗 販 売 業 許 可 申 請	添 付 様 式 書 類 可 用	特定販売を行う 医薬品の区分	特定販売で取り扱う一般用医薬品について記載した書類を提出してください。
		広告に使用する名 称（薬局の名称と 異なる場合）	1 店舗販売業の正式名称と異なる場合のみ提出してください。 2 複数の名称を使用する場合、その全てを記載してください。
		特定販売を行う 際に使用する通信 手段	1 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 2 複数の通信手段を使用する場合、その全てを記載してください。
		主たるホームペー ジアドレス（イン ターネット広告を 行う場合）	1 複数のホームページで広告をする場合、その全てを記載してください。 2 ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パ スワードを記載してください。 3 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売 を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、 当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。
		特定販売を行う 時間	特定販売を行う時間（曜日含む）を記載してください。
		特定販売のみを行 う時間がある場合、 その時間	1 営業時間と開店時間が異なる場合にその時間を記載した書類を提出してく ださい。 2 曜日によって特定販売のみを行う時間が違う場合、その全てを記載してく ださい。
		特定販売を監督す るために必要な設 備の概要（特定販 売のみを行う時間 がある場合）	店舗で特定販売を行う方法に応じて、次に掲げる設備等のうちいずれかを 整備し、記載してください。 1 インターネット環境で行う場合 （ア）テレビ電話 （イ）デジタルカメラ及び電子メール （ウ）携帯電話（画像を送信できるものに限る。） （エ）その他同等とみなせるもの 2 電話やカタログ等で行う場合 （ア）デジタルカメラ及び電子メール （イ）デジタルカメラ及びファクシミリ （ウ）携帯電話（画像を送信できるものに限る。） （エ）その他同等とみなせるもの
主たるホームペー ジの構成の概要	1 ホームページで一般用医薬品の特定販売を行う場合、当該ホームページの メインページのイメージ及びサイトマップを印刷し、提出してください。 2 複数のホームページで一般用医薬品の特定販売を行う場合、その全ての当 該ホームページのメインページのイメージを印刷し、提出してください。 3 カタログ等を用いて特定販売を行う場合、その概要が分かる資料を提出し てください。		

☆印の書類については、東京都北区内の他の店舗等において提出済みで、内容に変更がなければ添付を省略  
できます。（ただし、有効期間のあるものは有効期間内のものに限る。）添付書類を省略した場合、届書の  
備考欄に省略した書類を特定するために必要な事項（店舗の所在地、名称等）を記入してください。

※各申請書類の注意事項

- ・印鑑は法人の場合、**代表者印**を押印してください。個人の場合には**認印**を押印してください。
- ・差し支えなければ、余白に**捨印**を押印してください。
- ・控えが必要な場合は、**2部**提出してください。1部を副本としてお返しします。

## (2) 許可更新申請（手数料：12,700円）

提出書類		記載上の注意
許可更新申請書		1 許可年月日は、有効期間の最初の年月日を記載してください。 2 変更内容は、更新申請書を提出する30日前以降に変更のあった事項を記載してください。ただし、届出を済ませていない変更事項については、別途変更届を提出してください。 3 申請者の欠格条項に該当する事実がなければ「なし」と記載してください。（法人で業務を行う役員が複数いる場合は「全員なし」と記載してください。） 4 更新申請の手続きは、概ね1か月前までに行ってください。 5 申請者が法人の場合は、登録された代表者印を押印してください。
添付書類	許可証	従前の許可証を紛失のため添付できないときは、その旨を「備考欄」に記載してください。
	診断書	申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。

### ※更新手続きの流れ

- (1) ≪更新の通知≫ 北区保健所よりハガキでお知らせします。
- (2) ≪許可更新申請≫ 必要書類を添えて申請してください。
- (3) ≪施設検査≫ 保健所の薬事監視員が構造設備、取扱等について検査にうかがいます。
- (4) ≪許可≫ 続けて営業できます。許可証掲示義務がありますので、新しい許可証の交付を受けてください。

## (3) 変更届

※許可証の記載事項に変更があったときには、許可証書換え交付申請ができます。

許可証書換え交付申請書（手数料：2,500円） 添付書類：許可証（原本）

提出書類	記載上の注意
変更届書	1 業務の種別は、店舗販売業と記載してください。 2 許可番号欄は、許可証のとおり記載してください。許可年月日は、有効期間の始期の年月日を記載してください。 3 名称・所在地欄は、許可証のとおり記載してください。 4 変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記載してください。 (1) 変更事項が構造設備の場合は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。 (2) 店舗の所在地が移転する場合は、新規許可申請を行ってください。 5 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日）を記載してください。 6 変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合は、併記又は別紙として記載しても構いません。

## 1. 事前の届出

変更事項		添付書類及び記載上の注意
店舗の名称		添付書類なし。許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。
相談時及び緊急時の連絡先		添付書類なし。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記載してください。
特定販売の実施の有無		有の場合、以下に該当する事項についても届出が必要です。
参 考 様 式 使 用 可	特定販売を行う医薬品の区分	特定販売で取り扱う一般用医薬品について記載してください。
	広告に表示する名称	1 店舗販売業の正式名称と異なる場合にのみ提出してください。 2 複数の名称を使用する場合は、その全てを記載してください。
	特定販売に使用する通信手段	1 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 2 複数の通信手段を使用する場合は、その全てを記載してください。
	主たるホームページアドレス（インターネット広告を行う場合）	1 複数のホームページで広告する場合、その全てを記載してください。 2 ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パスワードを記載してください。 3 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。
	特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間がある場合、その時間	1 特定販売を行う時間（曜日を含む。）について記載してください。 2 営業時間と開店時間が異なる場合、その時間を記載してください。 3 曜日によって特定販売のみを行う時間が異なる場合、その全てを記載してください。
特定販売を監督するために必要な設備等の概要	<p>特定販売のみを行う時間がある場合は、特定販売を行う方法に応じて、次に掲げる設備等のうちいずれかを整備し、記載してください。</p> <p>1 インターネット環境で行う場合            (ア) テレビ電話            (イ) デジタルカメラ及び電子メール            (ウ) 携帯電話（画像を送信できるものに限る。）            (エ) その他同等とみなせるもの</p> <p>2 電話やカタログ等で行う場合            (ア) デジタルカメラ及び電子メール            (イ) デジタルカメラ及びファクシミリ            (ウ) 携帯電話（画像を送信できるものに限る。）            (エ) その他同等とみなせるもの</p>	

## 2. 事後の届出（変更後30日以内）

変更事項	添付書類及び記載上の注意	
店舗の構造設備の主要部分	構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面を添付してください。	
申請者（開設者）の氏名又は住所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる登記の履歴事項証明書*を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。</li> <li>2 個人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる戸籍謄(抄)本等*を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。</li> <li>3 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</li> </ol>	
業務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更した役員の就退任日が確認できる登記の履歴事項証明書*を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。</li> <li>2 新たに業務を行う役員に就任した者に係る診断書*又は疎明書を添付してください。</li> <li>3 役員を確定する場合は役員の業務分掌表を添付してください。</li> <li>4 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、備考欄に「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号イからニまでのいずれかに掲げる者に該当しない。」旨を記載してください。</li> </ol>	
通常の営業日及び営業時間	添付書類なし	
市区町村による地名番地等変更 ビル所有者によるビル名変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住居表示変更証明書又はビルの所有者からのビル名変更案内等を持参してください。</li> <li>2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</li> </ol>	
参考 様 式 使 用 可	管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。</li> <li>2 薬剤師又は登録販売者が申請者に雇用されている場合、証書（使用関係を証明する書類）を添付してください。</li> <li>3 管理者は同一人のまま、氏名のみ変更する場合は、変更内容（変更前後）が確認できる戸籍謄(抄)本*を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。（その他の薬剤師又は登録販売者も同様。）</li> </ol>
	併せ行う医薬品販売業その他の業務の種類	添付書類なし。
	販売又は授与する医薬品の区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 添付書類なし。特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合は除きます。</li> <li>2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</li> </ol>

☆印の書類については、東京都北区内の他の薬局等において提出済みで、内容に変更がなければ添付を省略できます。（ただし、有効期間のあるものは有効期間内のものに限る。）添付書類を省略した場合、届書の備考欄に省略した書類を特定するために必要な事項（薬局等の所在地、名称等）を記入してください。

### (4) 休止・廃止・再開届

提出書類	記載上の注意
休止・廃止・再開届書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事項発生から30日以内に提出しなければなりません。</li> <li>2 廃止届に関しては、許可証（原本）を添付します。</li> </ol>

### (5) その他

許可証を紛失した場合には、許可証再交付申請ができます。

許可証再交付申請書（手数料：3,500円） 添付書類：許可証（原本）（許可証を破り、または汚した場合）

## 4 管理事項

### (1) 店舗販売業の管理（法第 28 条第 1～3 項）

店舗販売業者は、その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない。

前項の規定により店舗を実地に管理する者（以下「店舗管理者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。

店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

### (2) 店舗管理者の義務（法第 29 条第 1～2 項）

店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をしなければならない。

店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗の業務につき、店舗販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

### (3) 店舗販売業者の遵守事項（法第 29 条の 2 第 2 項）

厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げる事項その他店舗の業務に関し店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。

ア 店舗における医薬品の管理の実施方法に関する事項

イ 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法（その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項（法第 29 条の 2 第 1 項）

店舗販売業者は、第 28 条第 1 項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第 2 項の規定による店舗管理者の意見を尊重しなければならない。

### (4) 店舗販売品目（法第 27 条）

店舗販売業者は、薬局医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

### (5) 店舗販売業における従事者の区別（規則第 147 条の 2、施行通知①）

店舗販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

薬剤師又は登録販売者には、氏名に加えて「薬剤師」又は「登録販売者」と記載した名札を付けさせるか、氏名を記載した名札に加えて薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッジ等を付けさせることとし、一般従事者には、氏名のみを記載した名札又は氏名に加えて「一般従事者」と記載した名札を付けさせること。一般従事者が白衣を着用するなど、購入者から見て紛らわしい衣服を着用させないこと。

店舗販売業者は、過去 5 年間のうち薬局、店舗販売業等において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間の合計が通算して 2 年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。（例：登録販売者「研修中」）

## (6) 店舗販売業における掲示（法第29条の3、規則第147条の12第1～2項）

店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該店舗を利用するために必要な情報であって厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

法第29条の3の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

法第29条の3の厚生労働省令で定める事項は、規則別表第1の2のとおりとする。

### ※規則別表第1の2

#### 第1 店舗の管理及び運営に関する事項

- 1 許可の区分の別
- 2 店舗販売業者の氏名又は名称その他の店舗販売業の許可証の記載事項
- 3 店舗管理者の氏名
- 4 当該店舗に勤務する薬剤師又は第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 5 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 6 当該店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 7 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 8 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

#### 第2 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 1 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- 2 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説
- 3 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
- 4 要指導医薬品の陳列に関する解説
- 5 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説
- 6 指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- 7 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 8 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 9 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- 10 その他必要な事項（苦情相談窓口（業界団体や、医薬品販売業の許認可権限を有している都道府県等に設置されるもの。）に関する事項等。）

当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者については、その営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示するよう努めること。

また、営業時間については、要指導医薬品若しくは一般用医薬品を販売・授与する営業時間又は要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売・授与する営業時間が、店舗全体の営業時間と異なる場合には、その旨がわかるように表示すること。

## (7) 店舗に義務づけられた記録一覧

記録類の名称	根拠法令	記録事項
管理に関する帳簿	規則第 145 条	<p>最終の記載の日から3年間保存すること</p> <p>① 営業時間及び管理者の勤務時間 ② 勤務者名及び勤務時間 ③ 冷蔵庫の温度</p> <p>必要に応じて記録する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査に関する事項</li> <li>・不良品等の処理に関する事項</li> <li>・開設者に対する意見陳述と講じられた措置</li> <li>・研修会等の受講に関する事項</li> <li>・構造設備等の点検項目に関する事項</li> <li>・安全管理に関する事項</li> <li>・在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録</li> <li>・その他の管理に関する事項</li> </ul>
医薬品の購入等に関する記録	規則第 146 条第 1 項、第 2 項、第 4 項	<p>記載の日から3年間保存すること</p> <p>① 品名 ② 数量 ③ 購入若しくは譲受又は販売若しくは授与の年月日 ④ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先 ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料 ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等との雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料</p>
要指導医薬品又は第1類医薬品の販売・授与の記録	規則第 146 条第 3 項、第 4 項、第 6 項	<p>記載の日から2年間保存すること</p> <p>① 品名 ② 数量 ③ 販売又は授与の日時 ④ 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに情報の提供（及び指導※）を行った薬剤師の氏名 ⑤ 要指導医薬品又は第1類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が情報の提供（及び指導※）の内容を理解したことの確認の結果 ⑥ 購入し、又は譲り受けた者の連絡先（努力義務）</p> <p>※指導は要指導医薬品のみ</p>
第2類医薬品又は第3類医薬品の販売・授与の記録（努力義務）	規則第 146 条第 5 項、第 6 項	<p>① 品名 ② 数量 ③ 販売又は授与の日時 ④ 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名 ⑤ 第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が情報の提供の内容を理解したことの確認の結果 ⑥ 購入し、又は譲り受けた者の連絡先</p>

## (8) 各種管理項目

項 目	根 拠 法 令	ポ イ ン ト
管理者の義務	法第 29 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員の監督。</li><li>・構造設備及び医薬品その他の物品の管理。</li><li>・店舗の業務について、店舗販売業者に必要な意見の具申。</li></ul>
無承認・無許可医薬品	法第 55 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・模造医薬品、効能効果を標榜した健康食品や雑貨を貯蔵・陳列・販売授与しないこと。</li></ul>
不 良 品	法第 56、57 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・品質不良、異物混入又は容器や包装が不良など医薬品等を貯蔵・陳列・販売しないこと。</li></ul>
広 告	法第 66、67、68 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・立看板、折り込みチラシ、パンフレット、ポスター等に虚偽または誇大な記述がないこと。</li><li>・承認を受けていない医薬品及び医療機器について、名称、製造方法、効能・効果、性能の広告をしないこと。</li><li>・「医薬品等適正広告基準」を遵守すること。</li></ul>
許可証の掲示	規則第 142 条で準用する規則第 3 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・許可証は、店舗内の見やすい場所に掲示すること。</li></ul>



## 5 医薬品の販売方法

### (1) 特定販売

※その店舗におけるその店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の販売・授与（いわゆるインターネット販売や通信販売など）することをいう。

#### 特定販売の方法（規則第147条の7）

- ① 店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。
- ② 特定販売を行うことについて広告するときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他広告方法を用いる場合は当該広告に別表1の2（13ページ）及び別表1の3に掲げる情報を見やすく表示すること。
- ③ 特定販売について広告するときは、医薬品区分ごとに表示すること。
- ④ インターネットを利用して広告するときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

#### ※規則別表第1の3

- 1 店舗の主要な外観の写真
- 2 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- 3 現在勤務している薬剤師又登録販売者の別及びその氏名
- 4 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
- 5 特定販売を行う一般用医薬品の使用期限

#### ※その他の特定販売の方法（施行通知②）

- 店舗の名称については、当該許可証に記載している店舗の正式な名称を表示すること。（その略称や、インターネットモール事業者の名称をそれに併記することは差し支えない。）
- 相談時や緊急時の電話番号その他連絡先については、当該店舗の連絡先を分かりやすく表示すること。
- インターネットを利用して広告をする場合は、ホームページから、厚生労働省のホームページのうち、主たるホームページアドレスの一覧を掲示しているページへのリンクを張ることが望ましい。
- インターネットを利用する場合は、そのホームページで区分ごとに表示する措置を確保した上であれば、検索結果等においてまで区分ごとに表示する必要はないが、検索結果等として表示された医薬品の区分が明確に分かるように表示させること。
- 現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名については、ホームページの閲覧時点での勤務状況をそのまま表示させる方法のほか、当該店舗に勤務している薬剤師及び登録販売者の1週間のシフト表等を表示する方法によることでも差し支えない。
- 使用期限については、当該店舗に貯蔵、陳列している品目の全ての使用期限を表示させる方法のほか、使用期限までの期間が最短の品目の使用期限を表示させる方法によることでも差し支えない。
- その店舗において販売・授与しようとする医薬品についての広告（ちらし、ホームページ等）において、当該医薬品の効能・効果等に関する、当該医薬品の購入者等による意見（いわゆる「口コミ」等）を表示することは認められないこと。
- 店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品を販売してはならない。
- 特定販売を行うことについてインターネット等を利用して広告をする場合に、ホームページの利用の履歴等の医薬品の購入に関する情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘すること（いわゆる「レコメンド」）は認められないこと。

**(2) 医薬品販売時の注意事項** (該当する項目に○、努力義務は△)

	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類・第3類医薬品
販売者	薬剤師	薬剤師	薬剤師又は登録販売者
購入者が使用者であることの確認	○	—	—
他店からの購入状況の確認	○	濫用品目のみ	濫用品目のみ
上記確認結果による販売制限	○	濫用品目のみ	濫用品目のみ
購入者の理解の確認後の販売	○	○	—
相談があった場合、情報提供等の後に販売	○	○	○
販売した専門家の氏名、薬局の名称、連絡先の伝達	○	○	○

	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類・第3類医薬品
店舗内の情報提供場所での情報提供	○	○*	△
個別の情報提供	○	○	△
副作用発生時の対応の説明	○	○	△
購入者の理解・再質問の有無の確認	○	○	△
他剤推奨	○	—	—
受診勧奨	○	○	△
情報提供した専門家の氏名の伝達	○	○	△
情報提供時の書面記載	○	○	△
情報提供時の確認	○	○	△

※特定販売での情報提供は店舗内で行えば足りる。(情報提供場所で情報提供する必要はない。)

**(3) 医薬品の情報提供等 (法第36条の6第1~2項、法第36条の10第1~4項、規則第147条の8、施行通知②)**

要指導医薬品又は第1類医薬品を販売・授与する場合には、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が、下記の事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供すること。

(第2類医薬品、第3類医薬品については、努力義務)

### 情報提供時の書面記載事項

- ① 医薬品の名称
- ② 医薬品の有効成分の名称及びその分量
- ③ 医薬品の用法及び用量
- ④ 医薬品の効能又は効果
- ⑤ 医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- ⑥ その他医薬品を販売・授与する資格者がその適正な使用のために必要と判断する事項

要指導医薬品又は第1類医薬品を販売・授与する場合には、薬剤師が、あらかじめ、当該医薬品を使用する者について、下記に掲げる事項を確認しなければならない。

(第2類医薬品、第3類医薬品については、努力義務)

### 情報提供時の確認事項

- ① 年齢
- ② 他の薬剤又は医薬品の使用状況
- ③ 性別
- ④ 症状、医療機関の受診の有無、有の場合はその診断内容
- ⑤ 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
- ⑥ 妊娠の有無、妊娠中である場合は妊娠週数
- ⑦ 授乳しているか否かの別
- ⑧ 当該医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
- ⑨ 薬剤・医薬品の副作用の経験やその内容
- ⑩ その他情報の提供及び指導を行うために確認することが必要な事項

### (4) 医薬品販売にあたっての相談時の対応

(該当する項目に○)

	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類・第3類医薬品
相談時の情報提供等を行う者	薬剤師	薬剤師	薬剤師又は登録販売者
危害発生防止に必要な事項の情報提供	○	○	○
個別の情報提供	○	○	○
他剤推奨	○	—	—
受診勧奨	○	○	○
情報提供等を行った専門家の氏名の伝達	○	○	○

## (5) 濫用等のおそれのある医薬品の販売等（規則第147条の3）

1 濫用等のおそれのある医薬品を販売又は授与する際は、以下の事項を確認すること。

### 販売時の確認事項

- ① 若年購入者の場合は、氏名及び年齢
  - ② 他の薬局等における当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
  - ③ 多量、頻回購入の場合はその理由
  - ④ その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項
- ※若年者とは高校生、中学生を指す。

2 適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売すること。

（原則として、1人1包装単位（1箱、1瓶等））

3 濫用等のおそれのある医薬品は、以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。

- ① エフェドリン
- ② コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- ③ ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- ④ ブロムワレリル尿素
- ⑤ プソイドエフェドリン
- ⑥ メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

## (6) 使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止（規則第147条の4、施行通知②）

店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

ここでいう正当な理由とは、試験研究の用に供する場合等であること。

## (7) 競売による医薬品の販売等の禁止（規則第147条の5、施行通知②）

店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

インターネットオークションサイト等において、医薬品を販売・授与することは認められないこと。

## (8) 店舗における医薬品の広告（規則第147条の6第1項）

店舗販売業者は、その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告するときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

## 6 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項（見本）

医薬品の区分と販売制度について					
区分 事項	要指導医薬品	一般用医薬品			
		第1類 医薬品	指定第2類 医薬品	第2類 医薬品	第3類 医薬品
定義及び説明	新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	特にリスクの高い医薬品	リスクが比較的高く、特に注意を要する医薬品	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品 又は 第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬剤師		薬剤師又は登録販売者		
情報提供	義務 (書面等を用いて情報提供)		努力義務 <u>※服用してはいけない人や使用について注意すること等の情報提供を受けて下さい。</u>	努力義務	規定なし
陳列方法	薬剤師が対面で情報提供するため、お客様が直接手に取れない陳列となります。ご希望のお客様はスタッフにお申し付け下さい。 また、専門家が不在の場合は、医薬品売場を閉鎖します（閉鎖時に販売できません）。		専門家が在席するカウンター等から7m以内に陳列し、情報提供の機会を高めます。	区分ごとに分けて陳列をします。	
相談があった場合の対応	義務（全ての医薬品に対するご相談に対応しています。）				

### 医薬品による健康被害救済制度について

万一、医薬品による健康被害を受けた方は「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。（一部救済が受けられない医薬品・副作用があります。）救済認定基準や手続きについては、下記にお問合せ下さい。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/index.html>

救済制度相談窓口 0120-149-931（フリーダイヤル） 9:00～17:00（月～金 祝日・年末年始除く）

### 苦情相談窓口について

要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度の運用についての苦情相談は、下記窓口までご連絡下さい。

〇〇区保健所〇〇〇〇課〇〇〇〇係：TEL〇〇〇〇-〇〇〇〇

当店舗では、販売等によって知り得た皆様の個人情報適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 7 店舗の管理及び運営に関する事項（見本）

許可区分	店舗販売業	
店舗販売業許可証記載事項	店舗販売業者の氏名	株式会社〇〇
	店舗の名称	〇〇ドラッグストア
	店舗の所在地	東京都北区 丁目 番号
	許可番号	〇〇北健生薬第〇〇号
	有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
店舗管理者の氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     管理者は両方に氏名を記入する。                 </div>	
勤務する薬剤師の氏名及び担当業務		
勤務する第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の氏名及び担当業務		
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品、 第1類医薬品、 指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品	
店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明	薬剤師：「薬剤師」の名札に白衣 第15条第2項の登録販売者以外の登録販売者： 「登録販売者」の名札に青いユニフォーム 第15条第2項の登録販売者： 「登録販売者（研修中）」の名札に青いユニフォーム その他の者：「一般従事者」の名札にエプロン	
営業時間	月～金       ：     ～     ：            休	
営業時間外で相談できる時間	時まで対応	
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間		
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	(            )	

## ●店舗販売業の手引き●

平成 22 年 4 月 16 日発行

令和 2 年 6 月 1 日改訂

北区保健所生活衛生課医薬衛生

北区東十条 2-7-3

03 (3919) 0727

刊行物登録番号

22-1-004